

## 野尻町の区域に地域自治区を設置します。

合併新法の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置します。地域自治区の名称は「野尻町」とし、地域自治区の設置期間は、合併の日から平成 28 年 3 月 31 日まで（約 6 年間）とします。ただし、一定期間を経過した後に評価し、地域自治区設置の是非について再度検討します。

編入合併により町長、副町長及び教育長など特別職が失職した後の一定期間は、野尻町域の事情に精通した人物が、地域の代表者として野尻町域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要です。また、地域自治区には地域協議会が設置されますが、合併後すぐに確立された組織と成り得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となります。

このようなことから、地域自治区の事務所に地方自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てます。ただし、合併新法の規定により合併の日から 2 年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長を置きます。区長の任期は 2 年です。

市長は区長の選任にあたっては、地域自治区内の組織・団体等の意見を求め、地域の意見を尊重し、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任します。区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申します。また、区長は新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理します。

地域協議会は、委員 15 人以内で組織します。地域協議会の委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者で、当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者 学識経験を有する者 公募による者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任します。委員の任期は 2 年です。

## 新市での住所の表示が変わります。

平成 22 年 3 月 23 日の合併に伴い、野尻町の区域に合併新法による地域自治区を設置することから、新市での野尻地区の住所は小林市の後に地域自治区名の「野尻町」を冠し、その後に大字名を表記することになります。また、合併協定項目の「町名・字名の取扱い」の調整方針により、現在の大字名から「大字」の 2 文字は削除することになっています。

住所表示の変更に伴って、住民基本情報等の電算システムや不動産の登記、免許や法人等の許認可、銀行等の通帳など、行政サービスや住民生活にも影響が出てきます。

しかし、行政機関等が職権により住所の変更を行うことになっていますので、身体障害者手帳や営業許可等の一部の手続きを除いては、住民の方々が直接変更手続きをしなくても良いことになっています。これらについては、住民の方々に十分周知していく予定です。

合併後の詳しい住所表示については、裏面に記載してありますので参照してください。

手続きの必要が無いもの 住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証、旅券（パスポート）等

手続きが必要なもの 外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

手続きが必要となる場合があるもの 当座預金、融資取引等

裏面へ続く

# 地域自治区(特例)設置に伴う住所の表示について

(町) = 自治区名、(大字) = 字名

	合併前(現在～合併日前日)	合併後(設置期間:合併日～H28.3.31)	合併後(設置期間終了後:H28.4.1～)
小林市	[小林地区] 小林市大字細野 番地 小林市大字堤 番地 小林市大字水流迫 番地 小林市大字真方 番地 小林市大字東方 番地 小林市大字北西方 番地 小林市大字南西方 番地 小林市本町 番地	[小林地区] 小林市細野 番地 小林市堤 番地 小林市水流迫 番地 小林市真方 番地 小林市東方 番地 小林市北西方 番地 小林市南西方 番地 小林市本町 番地	[小林地区] 小林市細野 番地 小林市堤 番地 小林市水流迫 番地 小林市真方 番地 小林市東方 番地 小林市北西方 番地 小林市南西方 番地 小林市本町 番地
	[須木地区] 小林市須木大字下田 番地 小林市須木大字中原 番地 小林市須木大字内山 番地 小林市須木大字奈佐木 番地 小林市須木大字鳥田町 番地	[須木地区] 小林市須木下田 番地 小林市須木中原 番地 小林市須木内山 番地 小林市須木奈佐木 番地 小林市須木鳥田町 番地	[須木地区] 小林市下田 番地 小林市中原 番地 小林市内山 番地 小林市奈佐木 番地 小林市鳥田町 番地
	野尻町大字紙屋 番地 野尻町大字三ヶ野山 番地 野尻町大字東麓 番地	小林市野尻町紙屋 番地 小林市野尻町三ヶ野山 番地 小林市野尻町東麓 番地	小林市紙屋 番地 小林市三ヶ野山 番地 小林市東麓 番地

## [留意事項]

地域自治区名の住所表示は、合併新法に基づく特例としての経過措置であり、(特例)設置期間終了後は、住所に自治区名を冠することはできません。

(特例)設置期間終了後、地方自治法に基づく地域自治区(一般)を設置した場合、引き続き住所に自治区名を冠することになります。この場合は現在の野尻町だけでなく、小林市を含む新市の全地域に地域自治区を設置する必要があります。

(特例)設置期間終了前に、字名の変更について市議会での議決、県への届出・告示を行い、字名として自治区名を残すことは可能です。

例：小林市野尻町紙屋 番地 小林市野尻町紙屋 番地  
自治区名 字名 自治区名 字名